

現行の基金制度について

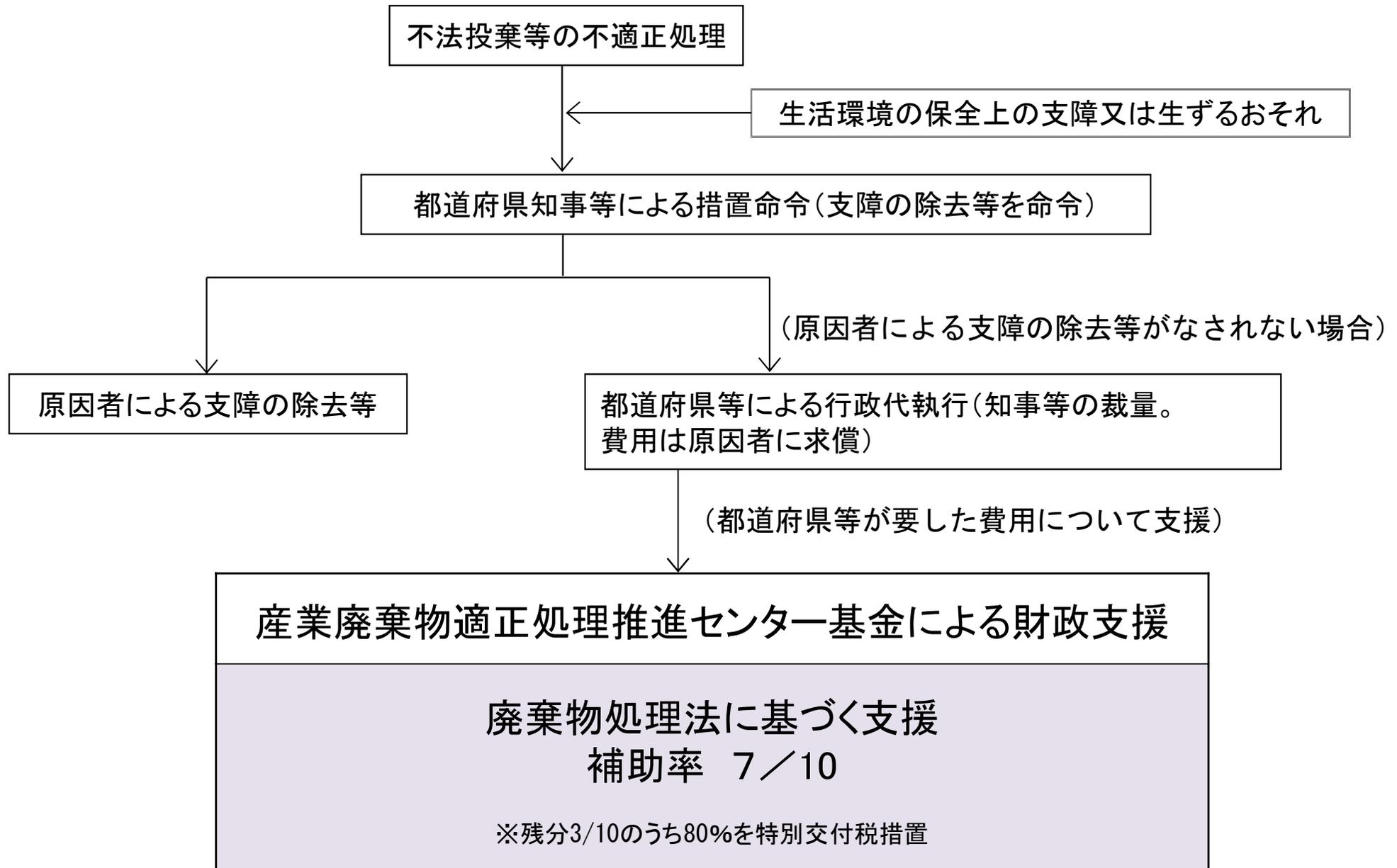
環境省 環境再生・資源循環局
不法投棄原状回復事業対策室

目 次

1. 基金制度の概要
2. 費用負担等の変遷
3. 基金の活用状況

1. 基金制度の概要

不法投棄等の支障除去等について



○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

[廃棄物処理法第13条の13]

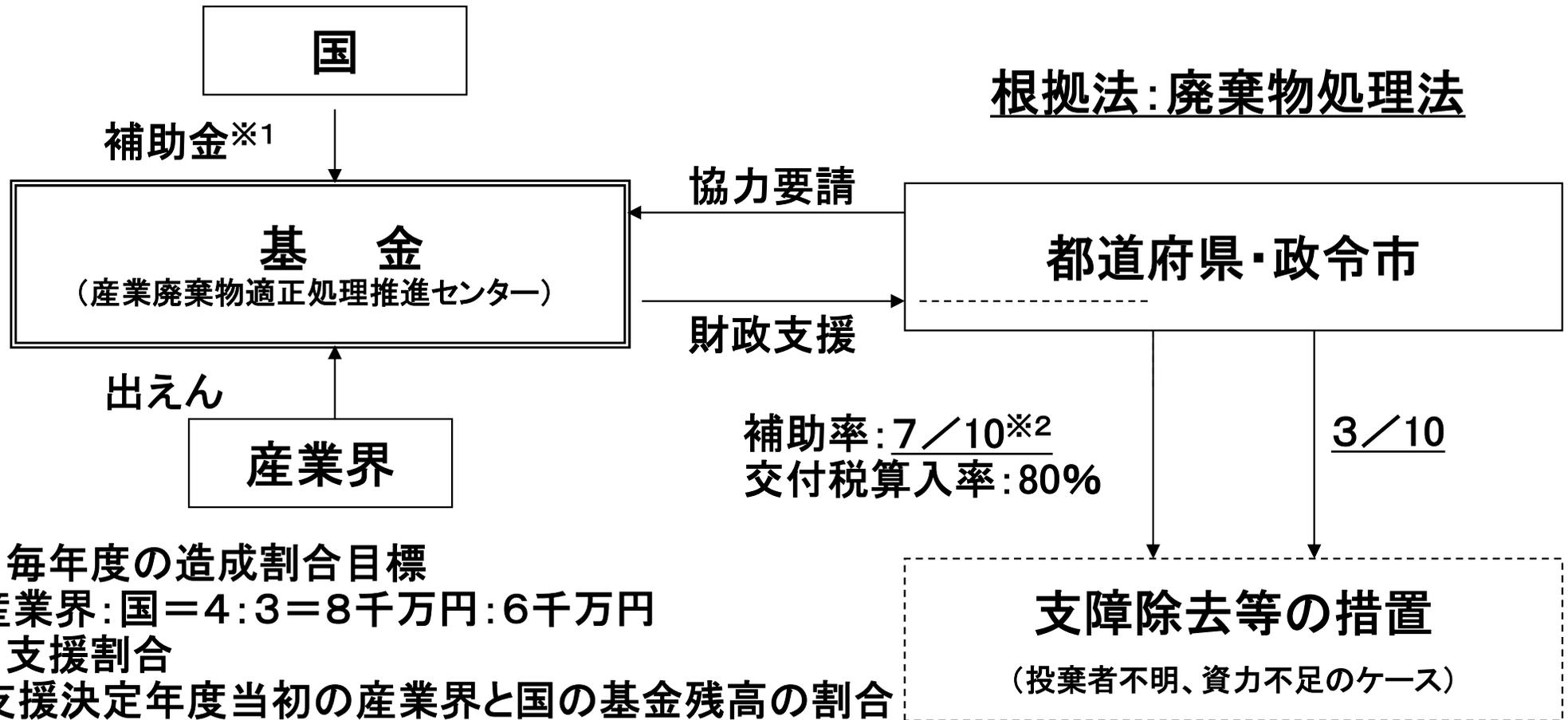
適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(中略)

五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援

(平成10年6月17日以降に発生した事案)



※1 毎年度の造成割合目標

産業界: 国 = 4 : 3 = 8千万円 : 6千万円

※2 支援割合

支援決定年度当初の産業界と国の基金残高の割合

[廃棄物処理法第13条の15]

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

基金の目的

- 平成10年6月17日以降に不法投棄等され、生活環境保全上の支障の除去等が必要な事案に係る行政代執行に対する支援。

(平成10年6月16日以前のものについては、産廃特措法に基づき別途支援を実施)

- 行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止。

基金の効果

- 行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できること。
- 他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、産業界による基金への協力があって支障除去等事業が成り立っているということを十分に説明することで、地元関係者の理解が得られやすくなっていること。また、不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっていること。
- 支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからは出た結果によるものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅が広がり、適正処理システムを補完できること。
- 行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、未然防止や早期対応の観点からも有効に機能していること。

2. 費用負担等の変遷

費用負担の基本的な考え方

- 支障除去等は、原因者の責任で行わせることが原則。
原因者が支障除去等を行わずにやむを得ず都道府県等が行政代執行により支障除去等を行う場合、代執行費用は原因者に求償し、原因者が費用負担することが原則。
- このように原因者に対する責任追及を徹底的に行った上で、原因者に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当。
また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要。

費用負担の仕組み(制度発足当初)

- 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を実施。
- 適正な処理を行っている事業者に支障除去等に対する法的責任はないものの、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄に対しては事業者としても一定の社会貢献を行っていくとの認識の下、事業者の自主的な出えんで基金を造成。



特定の業界団体に対して基金への出えんを依頼（平成10～26年度）

- 産業界の中でも業種により産業廃棄物の処理や不法投棄、さらにはその取引実態が異なることを考慮し、各事業者からの資金の拠出の方法等については、公平かつ効率的に資金を集めるという観点から、それぞれの業界に委ねるべきものとされた（制度発足当初）。



費用負担の仕組み(平成27年度の見直し)

- 平成27年度の「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、平成28年度以降の支援のあり方を検討。



【今後の費用負担の仕組みについての基本的な考え方】

- ・ できるだけ不公平感の少ない方式とすること
- ・ 一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
- ・ 基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
- ・ 強制ではなく任意による協力とすること



マニフェストを通じて広く薄く負担する方式

(平成27年度～令和元年度)

- 産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェスト頒布団体等に対して必要な協力を求めることとする。
- 今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の各マニフェスト頒布団体等に対する出えん要請額を算定する。
- マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。



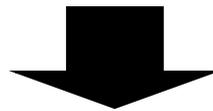
費用負担の仕組み(令和2年度の見直し)

- 「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」において、令和3年度以降の支援のあり方を検討。



【平成27年度見直しによる支援の在り方の点検・評価】

- ・ 基金へは、産業界と国が4：3の割合で拠出することとなっており、産業界からはマニフェスト頒布団体等が、前年度のマニフェスト頒布枚数等に応じて、社会貢献の観点からの任意で出せん。
- ・ その結果、産業界と国の負担割合通りに、産業界分の確保ができておらず、基金の残高は毎年目減り。
- ・ 今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和4年度にも基金が枯渇する可能性がある。



マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、 基金への出えんを依頼（令和2年度～）

- マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国から協力依頼を行う。
- 基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。
- その上で、これまでの経緯に鑑み、国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求める。

支援割合の見直し(令和3年度)

【背景】

- 令和2年度末時点の基金の状況を踏まえると、「産業界：国＝4：3」という支援割合を維持した場合、産業界拠出分の残高不足によって、大規模案件の申請に対応できないおそれ。
(【令和2年度末時点 基金残高】産業界拠出分：200,023千円 国拠出分：1,216,032千円)
- 盛土による災害防止のため、盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等の費用について、新たに国として支援を行うことが必要。

【見直し内容】

- 基金残高の大半を占める国拠出分を活用し、支援額の拡充を図るため、令和4年度より基金の支援割合を以下のとおり変更。

改正前：「産業界：国＝4：3」

改正後：支援決定年度当初の産業界拠出分と国拠出分の基金残高割合
「産業界：国＝産業界の残高：国の残高」

- 盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等の費用については、関係省庁が連携した国主導による事業として、基金の国拠出分のみを財源として支援。

基金への出えん状況

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

	10年度 造成額	11年度 造成額	12年度 造成額	13年度 造成額	14年度 造成額	15年度 造成額	16年度 造成額	17年度 造成額	18年度 造成額	19年度 造成額	20年度 造成額	21年度 造成額	22年度 造成額	23年度 造成額	24年度 造成額	25年度 造成額	26年度 造成額
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
産業界からの出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	-
(一社)日本経済団体連合会	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2
産業廃棄物処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	-
日本医師会等	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	-
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170

	27年度 造成額	28年度 造成額	29年度 造成額	30年度 造成額	R1年度 造成額	R2年度 造成額	R3年度 造成額
国の補助	60	60	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	55	56	57	58	59	51	50
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	24	26	29	31	33	25	20
建設六団体副産物対策協議会 (建設マニフェスト販売センター)	17	16	16	15	15	14	14
(公社)全国産業資源循環連合会	13	13	12	11	11	10	5
その他	1	1	1	1	1	2	11
年度計	115	116	117	118	119	111	110

基金への造成額は、平成13年度の5.6億円をピークに減少傾向。
費用負担の仕組みの見直し後の平成27年以降は約1.1億円で推移。

※ 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

※ 産業界からの出えんについては、27年度に仕組みを見直しマニフェスト頒布団体等から協力を得ることとなった。

※ その他については、R1年度まではマニフェスト頒布団体等、R2年度からはマニフェスト頒布団体等及びマニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等からの出えんである。

基金への出えんに関するPR

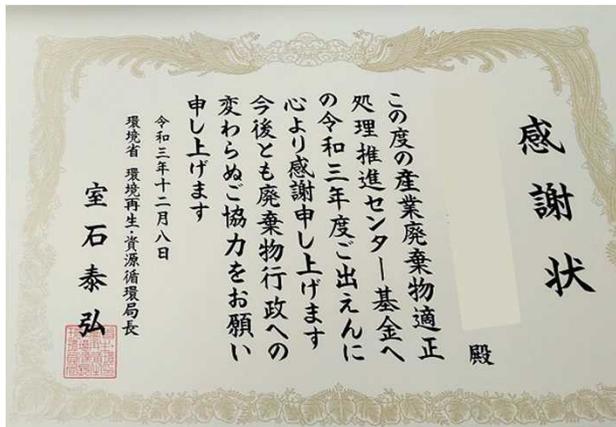
講演会などの機会をとらえて、基金への出えんの協力を依頼。

企業・団体にご出えんいただくに当たり、以下のような方策を実施中。

- 感謝状の贈呈(令和3年12月～)
- 環境省ウェブサイトでの、出えん企業・団体の名称・ウェブサイト(出えん関係)URLの公表
- 新たな出えんがあった場合は、その旨を、環境省公式SNS(Twitter)、環境省新着情報メール配信サービスで発信

※本基金への出えんは、特定公益増進法人に対する寄付として、税制優遇を受けることが可能

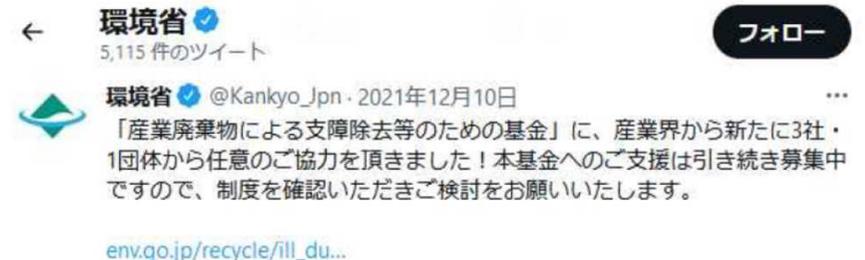
< 感謝状 >



< 環境省ウェブサイト

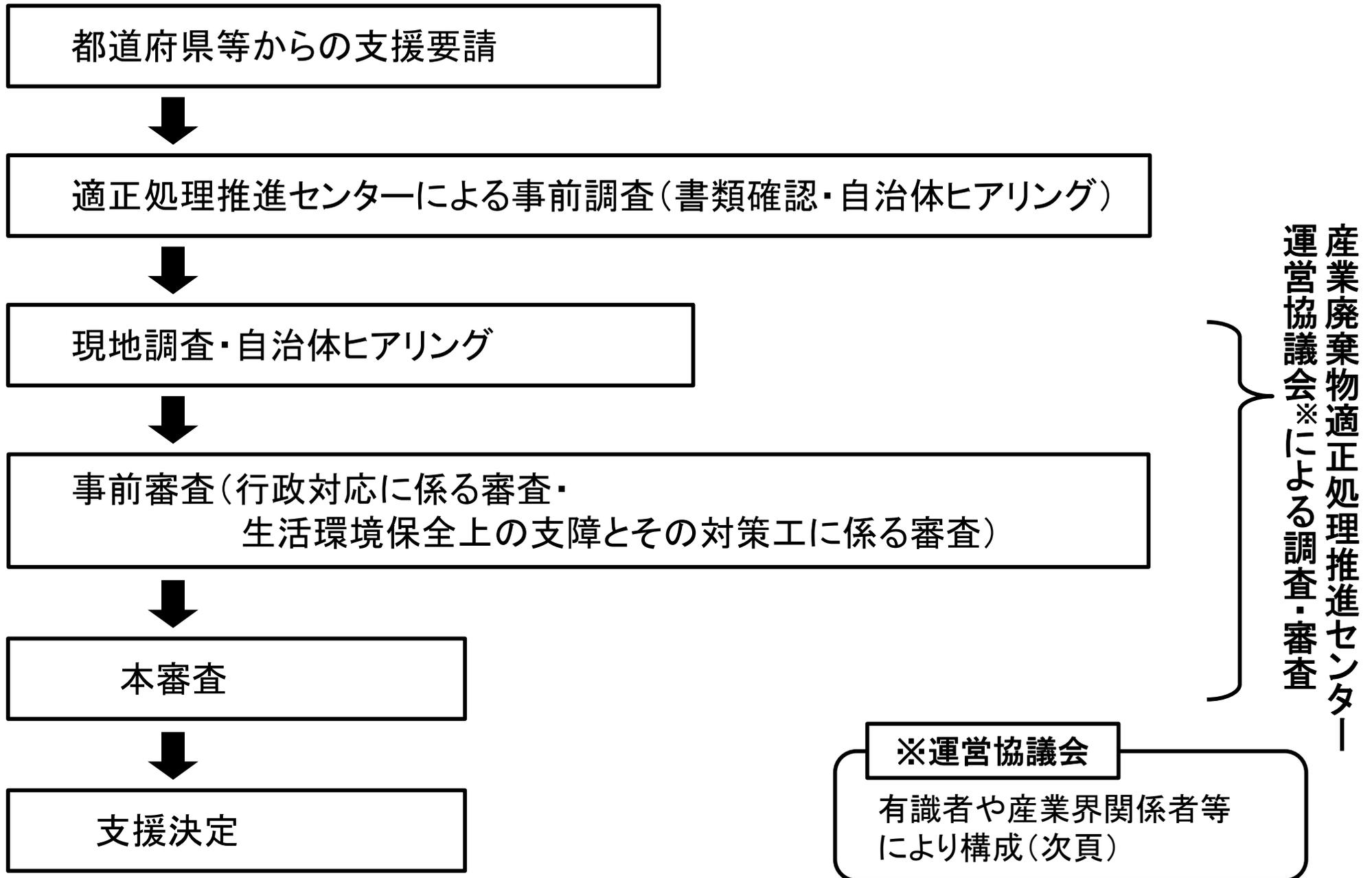
令和3年度にご協力いただいている産業界の関係団体等一覧	
株式会社	アクトリー
株式会社	エコネコル
株式会社	オガワエコノス
オリックス資源循環	株式会社
開発化学工業	株式会社
環境開発	株式会社
株式会社	クレハ環境
産業廃棄物処理業経営塾OB会	

< Twitter >



3. 基金の活用状況

基金による支援に係る審査の基本的な流れ



基金の活用状況(種類別)

(令和4年3月31日現在)

廃棄物の種類	件数	支援額(単位:千円)	支援額割合
混合廃棄物	33件	2,888,279	49.4%
硫酸ピッチ等	52件	983,688	16.8%
廃プラスチック等	5件	687,105	11.8%
汚泥	2件	439,628	7.5%
廃油等	6件	236,342	4.0%
木くず	2件	231,032	4.0%
廃自動車ガラ	2件	169,885	2.9%
がれき等	3件	130,602	2.2%
動物のふん尿	2件	51,317	0.9%
シュレッダーダスト等	1件	15,159	0.3%
燃え殻	1件	6,605	0.1%
感染性廃棄物	1件	5,995	0.1%
合計	110件	5,845,637	100.0%

※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

平成27年度からの基金の活用状況(種類別)

(令和4年3月31日現在)

廃棄物の種類	件数	支援額(単位:千円)	支援額割合
混合廃棄物	7件	996,560	64.5%
汚泥	2件	439,628	28.4%
動物のふん尿	2件	51,317	3.3%
がれき等	2件	40,302	2.6%
燃え殻	1件	6,605	0.4%
感染性廃棄物	1件	5,995	0.4%
廃プラスチック等	1件	4,954	0.3%
合計	16件	1,545,361	100.0%

※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

基金の活用状況(年度別)

(令和4年3月31日現在)

事業年度	運営協議会開催回数	支援先	廃棄物種類	支援件数	支援額(千円)
H11~20	37回	兵庫県、大阪府、和歌山県、京都府、滋賀県、長野県、静岡県、石川県 山梨県、三重県、高知県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市 福岡市、愛媛県、神戸市、川崎市、福岡県、埼玉県、松山市、山形県 横浜市、姫路市、徳島県、岡崎市、鳥取県、岩手県、北海道、愛知県 神奈川県、群馬県、福井県、岡山市、札幌市、奈良市	硫酸ピッチ等 がれき等 廃プラスチック等 混合廃棄物 廃油 木くず 廃自動車ガラ	52件 1件 3件 10件 3件 2件 1件	2,710,761
H21	1回	三重県、山梨県、福岡県	混合廃棄物	3件	150,721
H22	5回	静岡県、大分県	廃油 混合廃棄物	1件 1件	94,604
H23	4回	仙台市、群馬県	廃自動車ガラ等 廃プラスチック等	1件 1件	181,851
H24	4回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県	混合廃棄物	5件	399,948
H25	3回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県、大津市	混合廃棄物 シュレッダーダスト等 廃油、汚泥	5件 1件 1件	679,783
H26	4回	佐世保市、岩手県、千葉県	混合廃棄物 廃油	2件 1件	82,608
H27	4回	佐世保市、長野市、福岡県、青森県	混合廃棄物 がれき等	3件 1件	311,515
H28	4回	長野市、福岡県、青森県、松山市	混合廃棄物 がれき等 廃プラスチック類	2件 1件 1件	595,508
H29	2回	沖縄県	燃え殻	1件	6,605
H30	2回	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	151,003
R1	3回	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	339,942
R2	1回	神奈川県	混合廃棄物	1件	46,678
R3	1回	神奈川県、沖縄県	混合廃棄物 感染性廃棄物	1件 1件	94,110
合計	75回			110件	5,845,637

直近の支援事案の概要

【神奈川県事案(令和2年度～3年度実施事業)】

- 神奈川県茅ヶ崎市において、行為者A（無許可業者）は平成28年2月頃から大量の建設系廃棄物を不適正に保管していた。
廃棄物は、50%勾配を超える角度、最大6.1m高さまで積み上げられており、敷地外周の鋼鉄製の囲いの倒壊、破損、変形による廃棄物の崩落・流出のおそれ、及び一部地点では隣地への廃棄物の流出が確認された。
- 県は、平成29年12月に行行為者Aに対し、廃棄物処理法に規定する高さまで産業廃棄物を撤去すること等を命じる内容の措置命令書を発出した。
- しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、上記生活環境の保全上の支障のおそれ除去するため、県は、廃棄物の場外処分、覆土整形等を行う行政代執行を実施すべく、基金の支援を受けた。

総事業費：236,368千円 支援対象事業費：192,563千円 支援額：134,793千円

基金による支援事業の実施例

不法投棄の状況



支障除去実施中
(種子吹付前)



支障除去後



基金残高の推移

基金残高は平成23年度をピークに減少傾向。
平成26年度以降は、出えん額が減少し、長期に渡り、支援に応じて基金を取り崩している状況。

